

# 医療と介護の更なる連携の促進に向けて

# 医療と介護の更なる連携の促進に向けて

## 総合確保方針改定に向けて今後の進め方（案）

- 平成30年度の第7次医療計画と、第7期介護保険事業（支援）計画の同時改定を踏まえ、医療計画基本方針と、介護保険事業計画基本指針の改定が行われる予定。
- これらの改定を見据え、地域医療構想や第6期介護保険事業（支援）計画の進捗状況等を踏まえつつ、**平成28年内～平成29年初頭を目途にとりまとめる**ことを目指して、総合確保方針の改定に向けた議論を行うこととしてはどうか。

### 医療介護連携を推進するために議論していくべき論点（たたき台）

- いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えた医療介護提供体制を整備していく上では、当面の目標として、医療計画と介護保険事業（支援）計画の同時改定が行われる平成30年度を見据えて取り組んでいくことが必要である。

→ **地域ごとの地域包括ケアシステム取組状況について「見える化」できないか。**

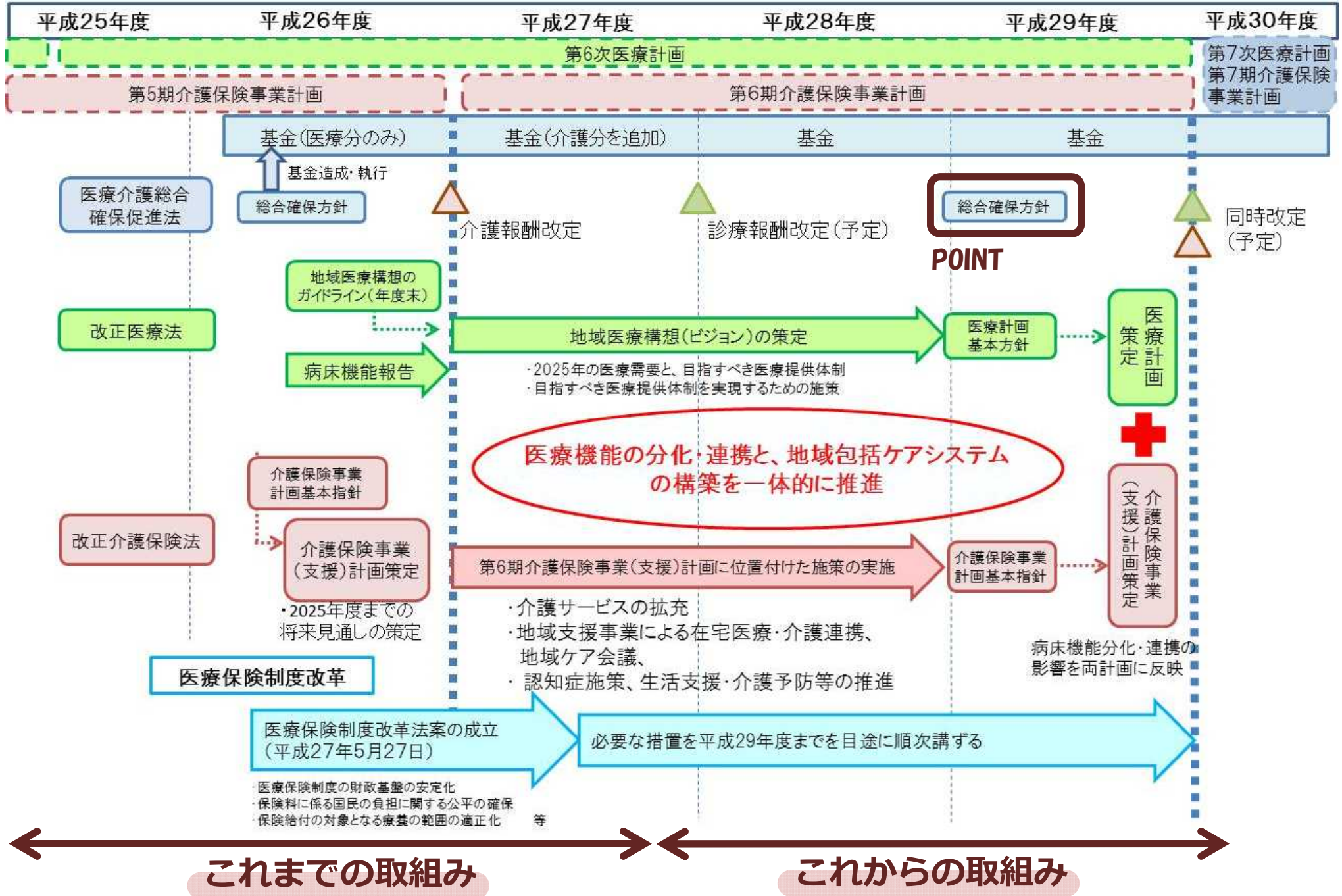
（PDCA、評価指標等）

- その際、医療や介護が必要な状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活が継続できる「地域包括ケアシステム」を構築し、より一層、医療介護連携を推進していく必要がある。

→ **具体的にどのような事項について、医療介護連携を強化していく必要があるか。**

- （例）
- ・ 多職種連携推進の在り方（退院支援の在り方、看取りの在り方等）
  - ・ 在宅医療・介護連携の推進の観点からの計画の在り方
  - ・ 地方自治体における医療と介護の連携を図るための体制の在り方 等

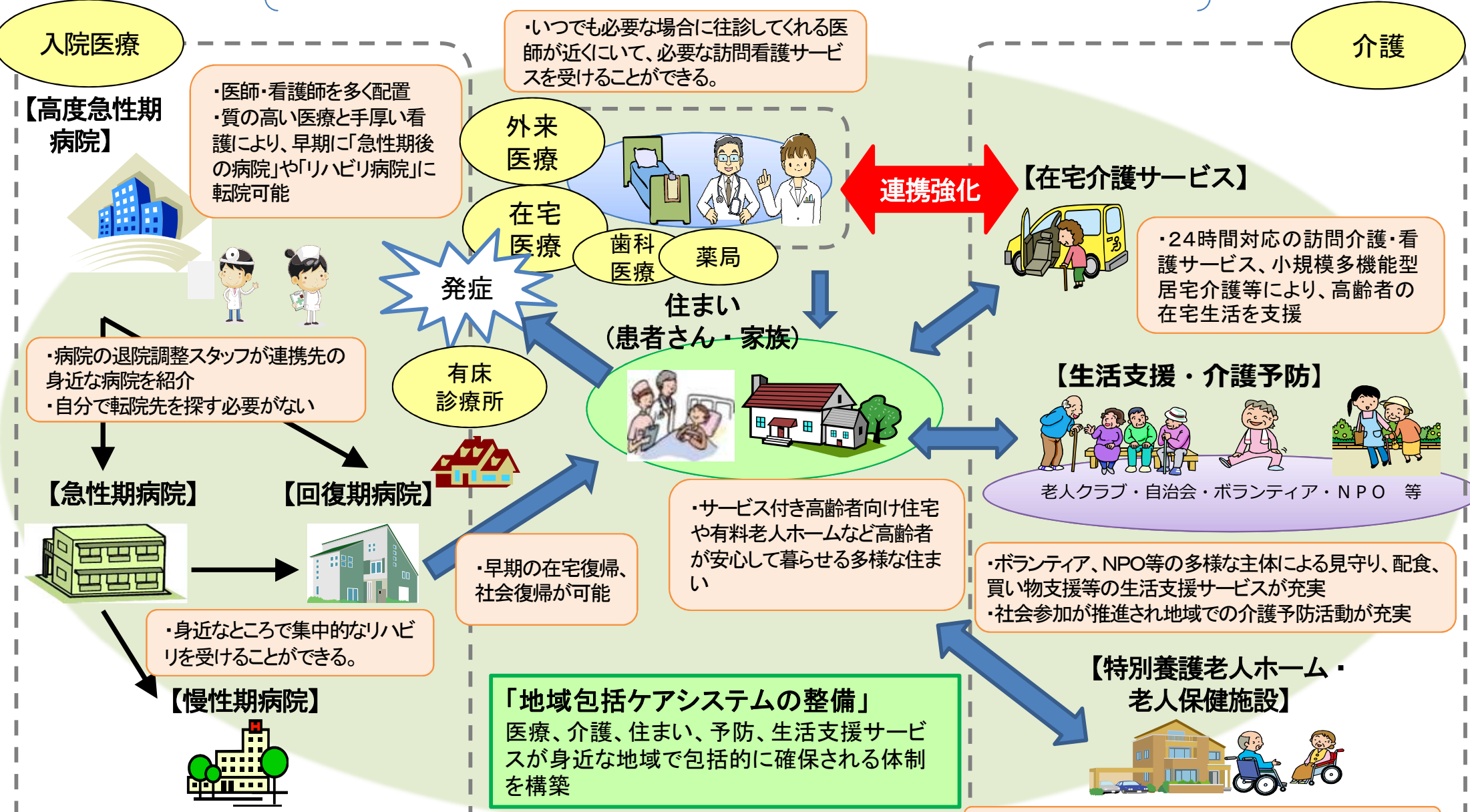
# 医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュール





# 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職<sup>(※)</sup>の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。



※保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等

## (参考) 都道府県における医療・介護の連携推進に向けた組織再編状況

- 地域において医療と介護を総合的に確保していくためには、医療計画、介護保険事業支援計画、都道府県計画の作成等にあたって、医療・介護の担当部局間のより一層の連携を図っていくことが重要である。
- 地域における医療と介護を総合的に確保するための基本的な方針の成立(平成26年9月12日)以降、各都道府県において、医療と介護の連携を推進する観点などから、組織再編を行っている事例が見られ始めている。

### (平成26年～27年の間に医療・介護関係の組織再編を行った都道府県)

- 医療・介護・生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築に向けた市町村支援を強化するため、地域包括ケア課を推進するなど、医療と介護の連携強化に向けた組織再編を実施。
- 北海道、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県、岐阜県、静岡県、広島県、徳島県、宮崎県、鹿児島県 等

### (上記のうち、新設の局(又は部・課)で、医療・介護の両方の部署がある場合)

- 群馬県・・・健康福祉部に「医療介護局」を新設。医療介護局に「地域包括ケア推進室」を設置。健康福祉部にあった「医務課」、「介護高齢課」を「医療介護局」へ組織変更。
- 広島県・・・健康福祉局の組織改編を実施。従来の組織7課を「医療介護計画課」、「医療介護人材課」、「地域包括ケア・高齢者支援課」、「医療介護保険課」、「地域福祉課」の5課へ再編

※ 上記は一例であり、各都道府県においては地域の特性を踏まえた対応をいただいている。

# 群馬県 平成27年度組織改正(医療・介護関係)

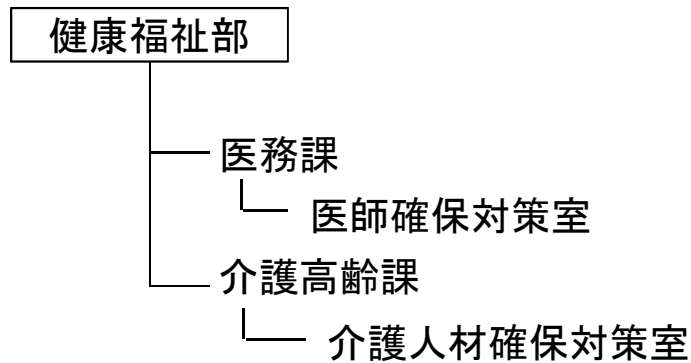
## 「医療・介護」の連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療と介護の更なる連携を強化する体制を整備する。

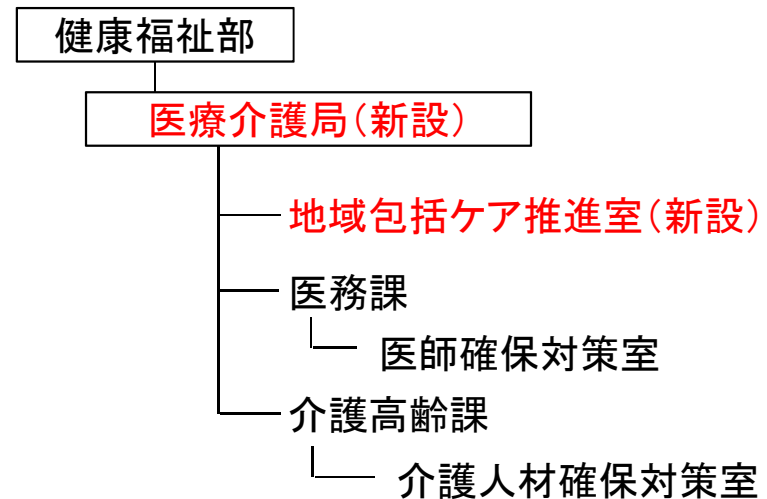
## 「医療介護局」の新設

医療と介護の連携を図り、市町村における地域包括ケア推進の支援を行うため、健康福祉部に「医療介護局」を新設。同局内に、医療と介護の連携に係る調整・相談窓口となる「地域包括ケア推進室」を新設。医務課と介護高齢課も所管する。

### 再編前



### 再編後



### 再編後の取組例

- 医療介護局を新設し、同一階に医療・介護に係る担当所属を配置したことにより、互いの業務が見えるようになった。
- 地域包括ケア推進室を新設したことにより、「医療」「介護」というそれぞれの視点から、「この地域での医療・介護連携推進」という視点に変わり、当室と県の地域機関である保健福祉事務所が協力して各市町村に直接出向き支援する体制が整備された。
- 地域包括ケアシステムや退院支援及び在宅医療の担当部署が明確化したことで、関係団体等からの講演依頼が増加し、地域包括ケアシステム構築の必要性の周知を図る機会が得られた。

# 広島県 平成27年度組織改正(医療・介護関係)

平成27年3月19日 広島県庁HP資料(抜粋)

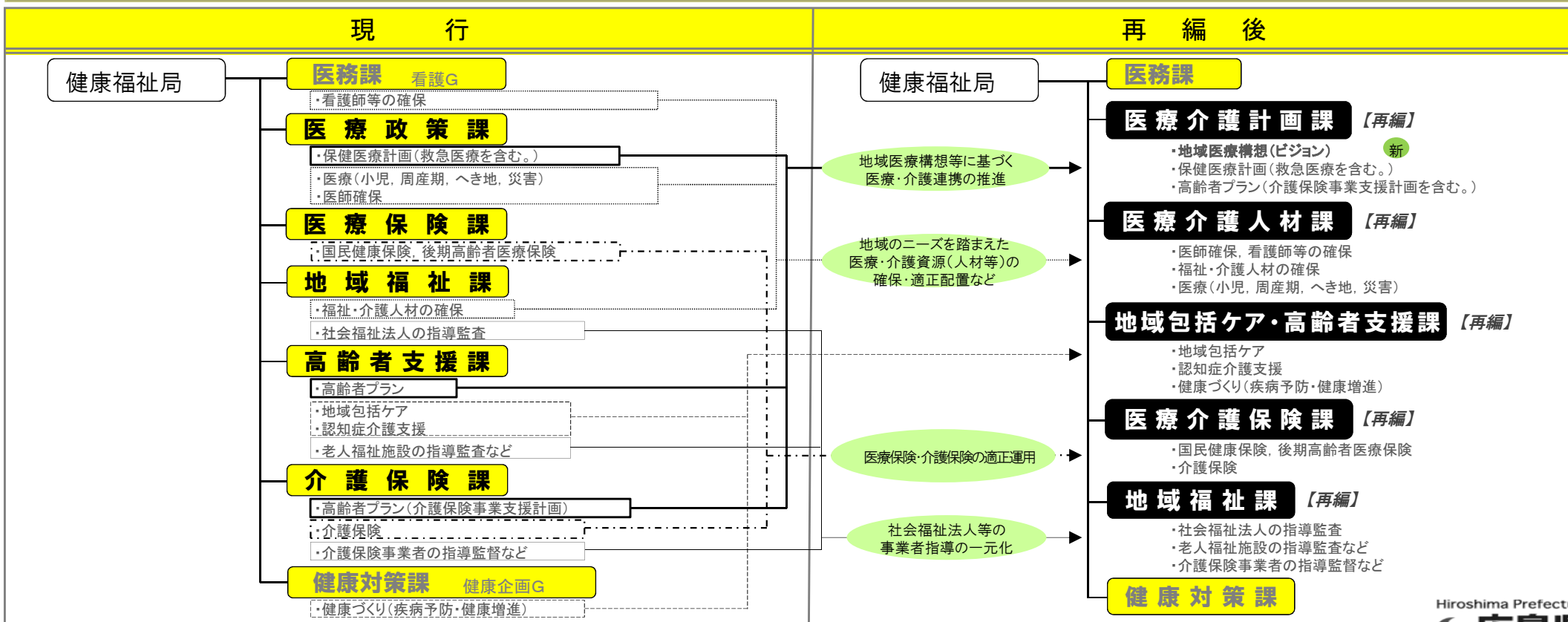
地方創生  
(安心な暮らしづくり)

## 信頼される医療・介護提供体制の構築

重要施策への取組



◇ 団塊世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、「効率的かつ質の高い医療提供体制」と「地域包括ケアシステム」を一体的に構築・運用していくため、医療と介護の連携強化を図る観点から関係課を再編し、関連施策を積極的に推進する。



### 再編後の取組例

- 医療介護計画課の新設により、医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定・推進する体制が整い、庁内、市町、関係団体との調整等を同時並行的に行うことが可能になり、施策を効果的かつ効率的に執行できている。
- 医療介護人材課の新設により、医療及び介護の人材確保について、総合的な施策を検討する体制が整ったことで、個別の施策(合同就職説明会の開催など)において、一体的、あるいは、連携した取組の実施が可能となった。